

同時提供先：大阪府政記者会  
近畿建設記者クラブ

## PRESS RELEASE



平成30年9月14日

< 報道関係各位 >

### 「大阪版被災住宅無利子融資制度」の対象となる災害の追加 に関するご案内

「平成30年台風第21号」により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：加藤利男）は、大阪府と連携して創設した「大阪版被災住宅無利子融資制度」（詳細は別紙参照）の対象となる災害を追加し、平成30年9月18日（火）から受付を開始しますので、お知らせいたします。

#### ■大阪版被災住宅無利子融資制度の対象として追加する災害

#### 平成30年台風第21号

※平成30年9月18日（火）から受付開始

（参考：対象となる災害の新旧対照表）

新	旧
大阪府北部を震源とする地震 平成30年7月豪雨 <u>平成30年台風第21号（追加）</u>	大阪府北部を震源とする地震 平成30年7月豪雨

（ご注意）

住宅金融支援機構では、「大阪版被災住宅無利子融資制度」を「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」としてホームページ等でご案内しております。

#### ■機構ホームページ「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」

[https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai\\_osaka\\_hosyu/index.html](https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_osaka_hosyu/index.html)

《本件に関する報道関係の方からの照会窓口》

経営企画部 広報グループ 長福、井田、竹之内、木村、小林  
TEL：03-5800-8019

＜災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の概要＞

(1) 対象者

大阪府内の被災住宅の所有者又は居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「り災証明書」を交付されている方（賃貸事業を行う場合は対象外）

(2) 対象工事

「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」及び「平成30年台風第21号」の災害の被害により損害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）

(3) 融資条件

ア 融資額：200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）

イ 返済期間：10年以内

ウ 融資金利：0%

※ 上記融資額（200万円又は300万円）を超えるお借入れを希望される場合は、無利子融資と併せて730万円まで機構の通常の「災害復興住宅融資（補修資金）」もご利用いただけます。

(4) 申込受付期間

平成30年7月17日（火）～平成31年3月31日（日）

(5) 申込先

ア 郵送によるお申込先

住宅金融支援機構 災害融資受付センター

〒541-8546

大阪府大阪府中央区南本町4丁目5番20号

住宅金融支援機構近畿支店1階

※ 営業時間：10:00～17:00（土日・祝日・年末年始は休業）

イ 来店によるお申込先

次の(a)又は(b)の窓口でお申し込みいただけます。

(a) 住宅金融支援機構 災害融資受付センター

〒541-8546

大阪府大阪府中央区南本町4丁目5番20号

住宅金融支援機構近畿支店1階

※ 営業時間：10:00～17:00（土日・祝日・年末年始は休業）

(b) りそな銀行の大阪府内の各支店等（85店舗）

※ 営業時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始は休業）

※ 出張所及びセブンデイズプラザを除きます。

(6) 申込受付窓口に来られないお客さまの電話相談窓口

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話無料）

※営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。）

※ご利用いただけない（海外からの国際電話など）場合は、048-615-0420

（通話料金がかかります。）におかけください。